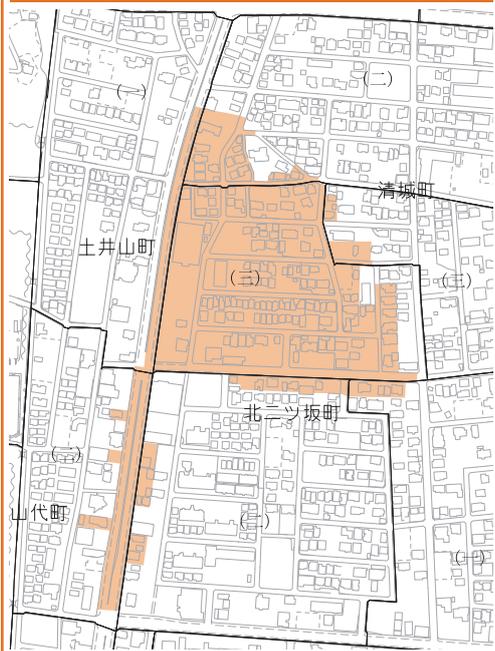


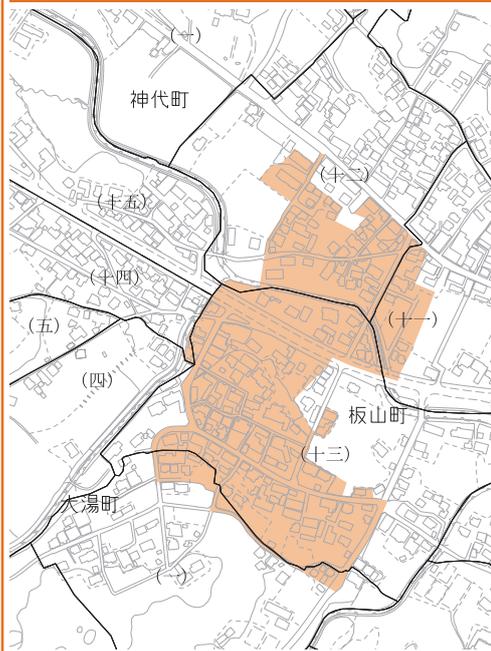
# 下水道の使える区域が広がります

【問合わせ】 下水道課 ☎84-0675  
上水道課 ☎84-0679

北二ツ坂町1～3丁目、清城町2・3丁目、  
山代町2丁目の各一部（約8haの区域）



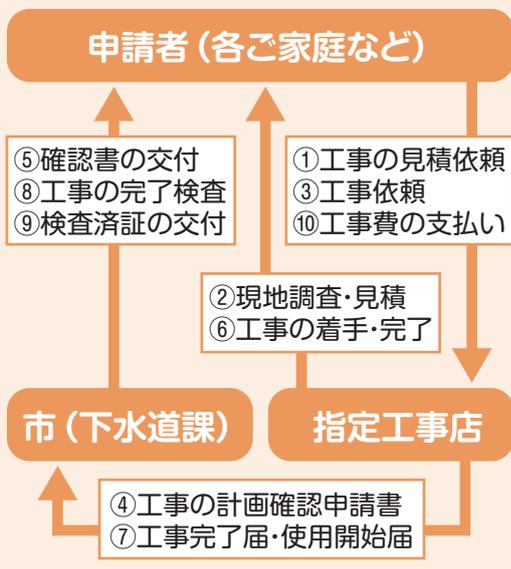
板山町11～13丁目、大湯町1丁目の  
各一部（約10haの区域）



新たに下水道が使えるようになる区域  
平成26年度の汚水整備完了に伴い、3月31日から次の区  
域で新たに下水道が使えるようになります。  
汚水整備面積は1,811haに広がり、約10万3千人  
（総人口の約87%）の方に、公共下水道を利用していただ  
けるようになります。

## ○ 排水設備工事の手順 ○

排水設備工事は、半田市下水道指定工事  
店に依頼してください。



各家庭の台所や風呂、トイレなどから出る排水を下水道に接続する工事を「排水設備工事」といいます。  
排水設備工事は、下水道に関する法律や基準に基づいて工事を行う必要があり、市が指定した下水道指定工事店でなければ施工できません。

### 排水設備工事の申込みは下水道指定工事店で

工事に必要な事務手続きも併せて行いますので、指定工事店へお問い合わせください。  
なお、指定工事店は、ホームページ（「下水道工事」で検索）または「半田暮らしのいろは帖」87～88ページでご確認ください。

下水道は、みなさんに使っ

下水道は、みなさんの快適な生活環境を支え、次代を担う子どもたちに美しい川や海を残すためにも、なくてはならない施設です。

一日も早く下水道に接続を！  
ていただくことで、生活環境の向上という役割をはじめ果たすことができます。一日も早い下水道への接続をお願いします。